

## 第19回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年1月24日(金) 午後3時00分～3時55分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (14人)

1番 間澤 智子	2番 太内田 栄二	3番 源田 武志
4番 林郷 ケイ子	5番 長根山 裕也	6番 坂本 幸治
7番 舘野 栄子	8番 川崎 和志	9番 大粒来 清美男
11番 北村 卓也	12番 下田 博美	13番 馬場 健一
14番 塩倉 健一	15番 高城 健一	

4 欠席委員 (1人)

10番 軒 保

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	安藤 健吉
明戸 巖	坂澤 勉(遅参)	山道 慶蔵	金澤 百年
柏木 淑子(遅参)	川原 由次郎	林郷 永吉	下権谷 由雄
下谷地 信子	塩倉 康美		

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地・非農地の判断について

第5 議案第3号 洋野農業振興地域整備計画の変更に意見を求めることについて

第6 議案第4号 令和2年度洋野町農業労賃標準額設定検討会の設置及び委員の選任について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 麥澤 光英

係長 猪石 秀美

主査 秋山 善一

主任 佐々木 えり子

主事 中里 利則

## 8 会議の概要

- ◇議長（会長） ただ今から、第19回洋野町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、当席を含め14人です。  
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
ただちに会議を開きます。
- .....

### ◎議事録署名委員の指名

- ◇議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名についてであります。  
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、第18回総会において欠席しました、8番川崎委員を指名し、10番軒委員ですが諸般の事情により欠席でありますので、11番北村委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
◇議長（会長） 異議なしと認め、8番川崎委員、11番北村委員の兩人を指名します。
- .....

### ◎会期の決定

- ◇議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。  
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
◇議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
- .....

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ◇議長（会長） それでは、議事に入ります。  
日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番を一括上程いたします。詳細については事務局から説明いたさせます。
- ◇事務局（事務局長） 議長。  
◇議長（会長） 局長。  
◇事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。  
議案第1号 申請人から提出のありました農地法第5条に規定する転用許可申請番号1番から番号3番について、県知事に進達するにあたり、かかる意見をお願いするものであります。  
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇〇番〇、地目 畑 面積 27,599㎡のうち305.7㎡を借人住所氏名、〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇番〇〇号、株式会社 〇〇〇〇 東北支店 支店長〇〇 〇〇氏が、貸人住所氏名、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地、〇〇〇 〇氏から、使用貸借によりその他施設用地として一時転用するものであります。  
お手元の総会提出資料1ページから7ページをご覧ください。  
1ページは、事業計画書であり、転用目的は携帯電話無線中継基地局建設のための作業用スペース及び資材置場、仮設トイレ等の設置であります。  
2ページは案内図と現況写真で、写真は申請地の〇〇側から撮影したものであります。

3 ページは公図、4 ページは付近状況図で、農地の種類は農用区域農地ではありますが、通信施設の建設のための作業用スペース及び資材置場として、必要な面積を許可後6ヶ月間の一時転用をするもので、工事終了後は原状回復であり例外許可ができるものと判断しております。

5 ページは配置図であり、当該土地は、洋野町〇〇 〇〇支所から〇〇に、約5.3kmの位置にあり、〇側、〇側、〇側を畑、〇側を町道に囲まれた農地で、一時転用による周辺農地への影響、位置的な問題はないものであり、他に適地はなく代替性はないものと考えられます。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年1月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

6 ページ7 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

次に番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇番〇〇〇、地目 畑、面積 301㎡を、〇〇市〇〇字〇〇町〇〇番地の〇、有限会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇氏が、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、〇〇〇 〇〇氏から、賃貸借により小規模太陽光発電設備設置のための工鉱業用地として転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料8ページから14ページをご覧ください。

8ページは太陽光パネル設置に係る転用事業計画書、9ページは案内図と現況写真で、写真は申請地の〇〇側から撮影したものであります。10ページは公図、11ページは付近状況図であり、公共投資の対象となっていない第2種農地に分類されます。

当該土地は、JR八戸線〇〇駅から〇に約400mの位置にあり、〇側、〇側を宅地、〇側を公衆用道路、〇側を町道に囲まれた長年の休耕地となっており、隣接する宅地と併せて太陽光パネル設置をしようとするもので、隣接地への影響及び代替性、位置的な問題はないものと考えます。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年1月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

13 ページ、14 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

議案書2ページをお開き願います。

番号3番の申請ですが許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇〇〇、地目 田 面積 2,737㎡を、〇〇市〇〇字〇〇町〇〇番地の〇、有限会社 〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇氏が、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、〇〇〇 〇〇氏から、賃貸借により小規模太陽光発電設備設置のための工鉱業用地として転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料15ページから21ページをご覧ください。

15ページは太陽光パネル設置に係る転用事業計画書、16ページは案内図と現況写真で、写真は申請地の〇〇側から撮影したものであります。17ページは公図、18ページは付近状況図であり、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地に分類されます。

当該土地は、〇〇〇〇校から〇〇に約300mの位置にあり、〇側を町道、〇側、〇側を山林、〇側を雑種地に囲まれた長年の休耕地となっており、周辺農地への影響は無く代替性はないものであり、位置的な問題はないものと考えます。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年1月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

20 ページ、21 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書 になります。

事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上説明といたします。よろしくお願いたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。  
番号1番について、〇〇推進委員お願いします。

◇〇〇推進委員 〇〇農業委員と共に1月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

番号1番の申請地は、工事期間中の一時転用しようとするものです。

現地は、一部作付けされていて農地として適正に管理されており、工事終了後は現状に回復するものです。

今回の転用申請については、周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に番号2番、3番について〇〇推進委員お願いします。

◇〇〇推進委員 〇〇農業委員と共に1月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

番号2番の申請地は、遊休農地となっていたことから隣接する非農地と合わせて賃貸借による太陽光発電用地に転用するものです。

現地は、耕作されておりませんが、草刈りがされており農地として適正に管理されておりました。

太陽光発電用地として、雪捨て場や駐車スペースなどの施設管理用地の不足が気になりましたが、今回の転用申請については、周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

続けて番号3番の申請地は、耕作放棄地となっている農地を賃貸借により太陽光発電に転用しようとするものです。

現地は、萱が生い茂り農地として適正に管理されていませんでしたが、今回の転用申請については、周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

以上です。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から3番までの説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

3件一括しお願いします。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から3番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第4 議案第2号 農地・非農地の判断について、番号1番から番号103番まで一括上程いたします。

詳細について事務局より説明いたさせます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書3ページをお開き願います。

議案第2号 農地・非農地の判断について、番号1番から番号103番についてご説明致します。

「農地法の運用について」第4の(1)及び(2)に基づき「農地」に該当するか否かの判断を求めるものであり、令和元年7月から12月まで、農業委員、推進委員及び事務局で現地調査確認を行った結果、農地法の運用について第4の(4)のアの「その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」又は、第4の(4)のイの「ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた場合」に該当すると認められるため、非農地としてよろしいか委員皆様のご意見を伺うものであります。

今回提出いたしますのは、1の所在地番、地目、面積、所有者等は、4ページから8ページの番号1番から103番であり、2の判断を求める農地の筆数、面積は、田57筆、面積182,521㎡、畑45筆、面積126,134㎡、採草放牧地1筆、面積5,939㎡、合計103筆、面積314,594㎡であります。

なお、農地、非農地の判断に係る資料につきましては、令和元年12月25日開催の農業委員会全員協議会で事前に配布しご確認いただいているものですので、筆ごとの説明を省略させていただきます。

以上説明といたします。よろしく申し上げます。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

暫時休憩し、資料の再確認をいたします。

(15:21~15:26)

休憩以前に引き続き会議を再開します。

これより、番号1番から番号103番までの質疑を行います。何か質疑ございませんか。

(「なし」の声)

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

農地・非農地の判断について、番号1番から番号103番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第2号 農地・非農地の判断について、番号1番から番号103番まで原案のとおり決定いたしました。

.....  
◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第5 議案第3号 洋野農業振興地域整備計画の変更意見を求めることについて、番号1番から9番までを一括上程いたします。

詳細について、事務局より説明願います。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書9ページをご覧ください。

議案第3号 洋野農業振興地域整備計画の変更に関し意見を求めることについて、ご説明いたします。

本案件は、洋野町長より、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、本委員会の意見を求められたものであります。当該通知は、総会提出資料22、23ページにありますが、同規則第3条の2は農業振興地域整備計画の変更で、農業委員会の意見を聴くものとされた規定であり、経済事情の変動その他情勢の推移と急務性から変更の申し出のあった番号1番から9番の意見を農業委員、推進委員の皆様から聴取するものであります。

まず、番号1番ですが所在地番、洋野町〇〇字〇〇 〇〇番〇 地目 畑 面積 3,972 m<sup>2</sup>、所有者 洋野町〇〇字〇〇番 〇〇 〇〇 氏、所在地番、洋野町〇〇字〇〇 〇〇番〇 地目 畑 面積 3,325 m<sup>2</sup>、所有者 洋野町〇〇字〇〇 〇〇〇番 〇〇 〇〇 氏、事業計画者は〇〇市〇〇〇字〇〇 〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 〇〇 氏で、ブロイラー飼育施設建設用地として除外しようとするものであります。当該土地への現地調査は1月17日に〇〇 〇農業委員、〇〇推進委員で行っております。

総会提出資料24ページから27ページをご覧ください。

24ページは案内図及び現況写真であり、①は〇〇側から、②は〇〇側から撮影したものであり、25ページは公図、26ページは配置図、27ページは建物立面図であります。

次に番号2番、所在地番、洋野町〇〇第〇〇地割〇番〇 地目 畑 面積 496 m<sup>2</sup>、所有者 洋野町〇〇第〇〇地割〇番地 〇〇 〇 氏、事業計画者は洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇 〇〇 〇 氏で、一般住宅建設用地として除外しようとするものであります。

当該土地への現地調査は1月17日に〇〇〇農業委員、〇〇〇推進委員で行っております。

総会提出資料28ページから30ページをご覧ください。

28ページは位置図及び現況写真であり、〇〇側から撮影したものであり、29ページは公図、30ページは配置図であります。

次に番号3番、所在地番、洋野町〇〇第〇〇地割〇番〇、地目 田 面積 5,934 m<sup>2</sup>の一部、2,356.42 m<sup>2</sup>、所有者、事業計画者は 洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇 〇〇 〇〇 氏で、自動車整備倉庫建設及び整備車両駐車場用地として除外しようとするものであります。

当該土地への現地調査は1月17日に〇〇〇農業委員、〇〇〇推進委員で行っております。

総会提出資料31ページから33ページをご覧ください。

31ページは案内図及び現況写真で〇側から撮影したものであり、32ページは公図、33ページは配置図であります。一部を通路としており違反転用ですが始末書が提出されております。

次に番号4番、所在地番、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番〇〇 地目 畑 面積 670 m<sup>2</sup>、所有者 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇 (亡) 〇〇 〇、相続人代表者 〇〇 〇〇〇 氏、事業計画者は洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇 〇〇 〇〇 氏で、一般住宅建設用地として除外しようとするものであります。

当該土地への現地調査は1月17日に〇〇農業委員、〇〇農業委員で行っております。

総会提出資料34ページから37ページをご覧ください。

34ページは案内図及び現況写真で〇側から撮影したものであり、35ページは公図、36ページは配置図、37ページは建物立面図であります。

次に番号5番、所在地番、洋野町〇〇第〇〇地割〇番〇〇、地目 畑 面積 3,192 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割〇番〇〇、地目 畑 面積 35 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番、地目 畑 面積 65 m<sup>2</sup>の3筆で、所有者 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇 〇〇 〇〇 氏、事業計画者は洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇 〇〇〇〇 有限会社 代表取締役 〇〇 〇 氏で資材置き場等用地として除外

しようとするものであります。当該土地への現地調査は1月17日に〇〇〇農業委員、〇〇推進委員で行っております。

総会提出資料38ページから40ページをご覧ください。

38ページは案内図及び現況写真であり、①は〇〇側から、②は〇〇側から、③は〇〇側から撮影したものであります。39ページは公図、40ページは配置図であります。違反転用であり始末書が提出されております。

次に番号6番、所在地番 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番〇、地目 田 面積 5,946 m<sup>2</sup>の一部 3,242 m<sup>2</sup>、所有者 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地 〇〇〇 〇 氏、事業計画者は洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇〇 氏で、農産物等加工場建設用地として除外しようとするものであります。

当該土地への現地調査は1月17日に〇〇〇農業委員、〇〇推進委員で行っております。

総会提出資料41ページから44ページをご覧ください。

41ページは案内図及び現況写真で〇〇側から撮影したものであり、42ページは公図、43ページは配置図、44ページは建物立面図であります。

次に番号7番から9番であります。所在地番 洋野町〇〇第〇〇地割〇番〇〇、地目 畑 面積 8,340 m<sup>2</sup>、所有者 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地 〇〇 氏、事業計画者は洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地 〇〇 〇〇〇 氏で、植林地及び太陽光発電施設用地として除外しようとするものであります。

当該土地への現地調査は1月17日に〇〇農業委員、〇〇農業委員で行っております。

総会提出資料45ページから47ページをご覧ください。

45ページは案内図及び現況写真で、7番は〇〇側から、8番は〇〇側から、9番は〇側から撮影したものであります。46ページは公図、47ページは配置図であります。違反転用で始末書が提出されております。

以上、9件、10筆、25,693.42 m<sup>2</sup>の農業振興地域整備計画の変更であります。それぞれ必要最小限の面積であり周辺農地への影響もないもので、また、土地の有効利用上やむを得ないものと思われま。なお、今後、農地法第4条・5条における転用許可申請が提出されてきますことを申し添え説明といたします。よろしくお願ひいたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。現地において調査いたしました担当委員、皆様からご意見等ございませんか。

暫時休憩します。

(15 ; 40~15 ; 50)

休憩以前に引き続き会議を再開します。

◇議長（会長） これより質疑を行います。ただ今の件について質疑ございませんか。

(「なし」の声)

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、「番号1番から9番」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。議案第3号 洋野農業振興地域整備計画の変更意見を求めることについて、変更申し出のあった土地 番号1番から9番は、農用地区域からの除外が適当であるという意見書を付して、町長へ送付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第3号の番号1番から番号9番について、適当であるという意見書を付して、町長へ送付することに決定いたしました。

.....

## ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第6 議案第4号 令和2年度洋野町農業労賃標準額設定検討会の設置及び委員の選任について、上程いたします。

詳細について事務局より説明いたさせます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 事務局長。

◇事務局（事務局長） 議案書10ページをご覧ください。

議案第4号 令和2年度洋野町農業労賃標準額設定検討会の設置及び委員の選任について、ご説明をいたします。

令和2年度の洋野町農業労賃標準額設定にあたり、かかる意見を広く聴取するため、検討会を設置し、その委員を選任するものであります。

検討会の委員の構成員としては、雇用者代表4人、被雇用者代表4人、学識経験者6人と前年度と同様に考えております。

議案書11ページをご覧ください。

検討会委員の案であります。

はじめに、雇用者代表の委員といたしましては、〇〇〇〇地区の〇〇〇 〇〇〇農業委員、〇〇地区の 〇〇 〇 氏、〇〇〇地区の 〇〇 〇〇 農業委員、〇〇地区の 〇〇 〇〇〇 氏の4名であります。

次に被雇用者代表の委員といたしましては、〇〇地区の 〇〇〇 〇〇 氏、〇〇地区の 〇〇 〇 氏、〇〇〇地区の 〇〇 〇〇〇 氏、〇〇〇地区の 〇〇〇 〇〇 氏の4名であります。

次に学識経験者の委員といたしましては、久慈農業改良普及センター 技術主幹兼地域指導課長 〇〇 〇〇 氏、岩手県農業共済組合 北部地域センター長 〇〇 〇〇 氏、新岩手農業協同組合 久慈営農経済センター長 〇〇〇 〇〇 氏、一般社団法人大野畜産公社 場長 〇〇 〇〇 氏、洋野町役場 農林課長 〇〇〇 〇〇氏、洋野町農業委員会 高城会長の6名で、計14名の方々に委員をお願いしようとするものであります。

検討会の設置及び委員の選任について、ご審議くださいますようお願いいたします。

以上、説明といたします。よろしくようお願いいたします。

◇議長（会長） これより、質疑を行います。 質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 令和2年度洋野町農業労賃標準額設定検討会の設置及び委員の選任について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

.....

## ◎報告第1号の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 次に、日程第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理にかかる報告について、事務局から報告いたさせます。



◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長

◇事務局（事務局長） 議案書 12 ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領により、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号 1 番から番号 2 番までの 2 件につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった 2 件について、権利を取得した事由は全てが相続であり、あっせん希望は、番号 1 番が有り、番号 2 番は無しで提出されております。

なお、届出受理に係る関係資料は総会提出資料 48 ページ 49 ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしくお願ひいたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

◇議長（会長）

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第 19 回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

令和2年1月24日 開 議

第19回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

8 番（川崎委員）

11 番（北村委員）